

広告物許可申請の手続き

屋外広告物は、良好な景観の形成、まちの美観や風致維持、危害の防止の観点などから法律や条例で規制されています。一定規模以上の看板や自家用以外の広告物を掲出される場合は、許可手続きが必要です。都市計画課まで、事前にご相談をお願いします。

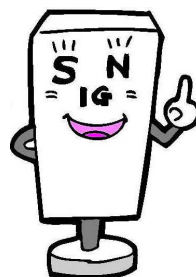
許可日	🚦 月2回（15日、月末日） 🚦 申請締切日は、許可日の3日前（土日、祝日を除く）
提出書類	🚦 広告物等（新規・更新・変更等）許可申請書 1部 第1号様式 🚦 添付図面等 2部 ①新規・変更時は、付近見取図、配置図兼平面図、立面図、デザインや表示の内容、色彩等が分かるカラーの完成予想図、構造図を添付。 ②建物利用（建築物の壁や屋上に表示する）広告物等の場合は、建物と広告物の寸法入り立面図が必要。なお、図面には建物と広告物の地盤面からの高さ記載。
許可手数料	指定の『売りさばき人』から高知市収入証紙を購入して納付ください。 現金での納付は不可、印紙や高知県証紙なども受付はできません。

新規（変更）許可申請の場合

広告物の内容や許可手数料を事前に確認します。申請手続きを円滑に行えるよう、計画段階で相談をお願いします。（電話・FAX・Eメール等）

許可申請手続きに必要な様式や手引き、パンフレットなど必要な情報は、都市計画課のホームページからダウンロードできます。

高知市収入証紙は申請書に貼らずに、提出してください。車で来庁される方は、県庁前地下駐車場をご利用ください。（30分無料⇒スタンプ）



問い合わせは
高知市 都市計画課
屋外広告物担当 まで

証紙売りさばき人	指定売りさばき所	電話番号	郵送 対応
高知県屋外広告美術協同組合	〒780-0814 高知市稲荷町10-23-301	(088) 885-3178	郵送 可
高知市食品衛生協会	〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7-45 総合あんしんセンター1階	(088) 825-2933	郵送 可
高知市職員労働組合	〒780-8571 高知市本町五丁目6-13 高知市役所南別館7階	(088) 822-9693	
株式会社 四国銀行 高知市役所支店	〒780-8571 高知市丸ノ内一丁目3-20 高知市役所丸ノ内仮庁舎1階	(088) 873-5820	
高知県中央食肉事業協同組合	〒780-0086 高知市海老ノ丸13-58 高知県広域食肉センター1階	(088) 884-5477	
長田 理恵	〒780-0861 高知市升形5-2 有限会社ワイ・オー設計内	(088) 875-1415	
公益社団法人 高知県獣医師会	〒780-0833 高知市南はりまや町1丁目16-22	(088) 885-7002	

※金額は、ご確認のうえお間違えのないようにお願いします。誤って購入された場合でも、購入窓口では、交換や払い戻しができませんのでご注意ください。

※郵送対応の手続き等については、それぞれの売りさばき人ごとに異なります。事前に、振り込み・郵送についてご確認ください。書留手数料等が本人負担となることもあります。

【提出／お問い合わせ先】

高知市役所 都市計画課 (南別館4階)

TEL 088-823-9465 FAX 088-823-9454

住所 〒780-8571 高知市本町5丁目6番13号

H P <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/>

E-mail kc-170200@city.kochi.lg.jp

新規許可申請 記載例 1号様式

第1号様式（第5条関係）

届出日を記入ください

捨印

捨印があれば窓口で修正が可能です

※整理番号		※未記入	
広告物等（新規・更新・変更等）許可申請書 平成〇年〇月〇日			
高知市長			
申請者	法人の場合は、会社名、代表者の職名、氏名も合わせて記載して、法人印（代表者の印）を。個人の方は、認印でかまいません。申請者は、表示又は設置しようとする者です。		
	氏名（名称及び代表者の職・氏名）	こうち株式会社 代表取締役 高知 太郎	
	電話番号	〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	
高知市屋外広告物条例の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
許可年月日	平成 年 月 日	※1	許可番号
表示又は設置の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	※1	手数料
			※2 円
広告物等の管理者	住所	(〒780-0000) 高知県高知市〇町〇丁目〇番〇	
	氏名	役職名 土佐 じろう ←	
	電話番号	〇〇〇 〇〇〇〇	
工事の施工者（新規又は変更等の場合に記入）	住所（事務所の所在地）	(〒780-0000) 高知県高知市〇町〇丁目〇番〇	
	氏名（名称）	株式会社 土佐看板 代表者名 ←	
	電話番号	〇〇〇 〇〇〇〇	屋外広告業登録番号
			※3
表示又は設置の場所	高知市 町 丁目 番号		
地域の区分	1 第一種禁止地域等	2 第二種禁止地域等	3 許可地域
	4 広告景観形成地区	5 広告物協定地区	※4
広告物等の表示内容	土佐のたたきが一番 ← 広告の要点・概要（看板の一番目立つ表示内容など）		
照明装置又は特殊装置の有無及びその内容	有・無	外照式（その他、照明装置の内容などを記載してください）	
広告物等の種類	縦(m)×横(m)×面=表示面積(m ²)	数量	手数料
	高さ(m)		
敷地内独立広告物等 壁面等広告物等	5.00m × 1.80m × 2面 = 18.00 m ²	1	6,900 円
	4.00m × 3.00m × 1面 = 12.00 m ²	3	16,500 円

印

管理者は、高知県内在住者に限ります。法人は不可。自家用以外の広告物で表示面積 30 m²を超える場合は、屋外広告士の資格などが必要となります。

施工者は、高知市に屋外広告業登録をした業者

広告の要点・概要（看板の一番目立つ表示内容など）

縦・横の大きさ寸法は、小数点第2位まで
表示面積は、小数点第3位を切り捨て

複数の場合は、数量分の
合計手数料 5,500 円 × 3基

種類

- 壁面等 広告物等
- 屋上 広告物等
- 突出 広告板等
- 野立て 広告物等
- 敷地内独立広告物等

- ※ 1 担当者に確認してください（未記入でもかまいません）
- ※ 2 許可申請前に確認してください
- ※ 3 6桁の高知市屋外広告業の登録番号を記載してください。
- ※ 4 設置場所の地域区分は重要です。事前に規制図等で必ず確認してください。

裏面

高知市収入証紙を、はり付けずに提出してください。
受付時に担当が再確認します。

許可証の送付先	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> その他 ()
更新通知の送付先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input checked="" type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他 ()

留意事項

- 注 1 新規又は変更等（表示内容又は意匠を2部添えてください。いずれの送付先欄も、記入してください。場合は、次の書類を2部添えてください。 ■許可申請に対する許可証の送付先 ■3年後の更新通知の送付先 ※許可証・更新通知の送付先を「その他」とされる場合は委任状を提出ください。では当該土地の区域並びに区域内の建築物及びその周辺にあっては当該土地の区域及びその周辺及び目標となる地物を示したもの）
- (1) 広告物等を表示し、又は設置する場合は、当該土地の区域及びその周辺並びに区域内の建築物及びその周辺及び目標となる地物を示したものを添付してください。
 - (2) 広告物等の形状、面積、色彩、意匠、素材、位置、構造、寸法その他表示又は設置の方法を明らかにした仕様書及び図面（照明装置又は特殊装置を伴うものにはその概要を示したものを、壁面等利用広告物等には建築物及び工作物の立面図に位置を示したものを、屋上広告物等には建築物の立面図に位置を示したものを、はり紙にあってはその現物又は見本を含みます。）
 - (3) 公益物件利用広告物等のときは、公益物件等認定書の写し
 - (4) 条例第16条による許可を受けようとするときは、日本工業規格の標準色票における色相、明度及び彩度（マンセル値）を明らかにした図面
- 2 新規又は変更等の場合は、1の書類のほか次の書類も添えてください。
自家用広告物等以外の広告物等で表示面積が30平方メートルを超えるものときは、その広告物等の管理者が条例第24条第1項の規定による資格を有することを証明する書類の写し
- 3 更新の場合及び変更等であって表示内容又は意匠のみを変更する場合は、屋外広告物等安全点検確認書を添えてください。
- 4 「地域の区分」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 5 「有・無」は、どちらか一方を○で囲んでください。
- 6 この申請書は、所定の手数料分の高知市収入証紙とともに1部提出してください。

注 ※印欄は、記入しないでください。